**平成２５年（フ）第６０号**
秋田市牛島東１丁目２番７号タウニィエコー102
債務者　佐藤美智子（旧姓茜谷）
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１１号**
福島県石川郡石川町字古舘360番地の１、前住所福島県石川郡玉川村大字南須釜字舘坂62番地　村営住宅３号
債務者　大木奈美江（旧姓杉山）
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２５年（フ）第２６号**
福島県いわき市平下大越字山ノ神183番地
債務者　箱崎　広樹
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２５年（フ）第４６号**
茨城県古河市駒込965番地５
債務者　山﨑眞理子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第８６号**
茨城県筑西市寺上野109番地２
債務者　飯嶋　邦治
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第９８号**
茨城県結城市新福寺２丁目15番地２、住民票上の住所茨城県筑西市丙217番地
債務者　永島　利恵
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２４年（フ）第１２６４号**
北海道北見市高栄東町１丁目22番15号　ハイツカミヤマ11号、申立時の住所千葉市緑区おゆみ野２丁目23番地７　未貴ハイムＤ―101号
債務者　坂下美智子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第２５３号**
千葉県船橋市前原西２丁目37番２号　林ハイツ102号
債務者　石川　一子（旧姓串田）
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第２６５号**
千葉県市川市曽谷２丁目８番23―210号　カサベルデ市川
債務者　甲斐　哲矢
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第２６６号**
千葉県市川市曽谷３丁目14番17号
債務者　甲斐　智子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第３３４号**
千葉県市川市湊10番２号　コーポ水野202
債務者　石楠三奈司
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第３３５号**
千葉県市川市湊10番２号　コーポ水野202
債務者　岩本　輝子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第１３８号**
新潟市西蒲区福島2131番地１
債務者　田中由美子
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１５７号**
新潟市中央区関屋大川前１丁目11番24号
債務者　村井　良亙
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１８号**
山梨県富士吉田市ときわ台１丁目７番７号メゾンドカンパニュー203
債務者　堀内　　彩
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２５年（フ）第４０号**
長野県千曲市大字桜堂466番地　サンハイツ西村Ａ101号
債務者　酒井　隆司
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２５年（フ）第４１号**
長野県千曲市大字桜堂466番地　サンハイツ西村Ａ101号
債務者　酒井　早苗
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
長野地方裁判所上田支部